



平成 24 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 M I C メディカル
代 表 者 名 代表取締役社長 田村 茂
(コード番号：2166)
問 合 せ 先 常務取締役 若狭 博義
執行役員管理部長
(TEL. 03-3818-8575)

エムスリー株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する 賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 24 年 6 月 27 日開催の当社取締役会において、エムスリー株式会社（コード番号：2413、株式会社東京証券取引所市場第 1 部、以下「公開買付者」といいます。）による当社株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、その保有に係る当社の株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨、当社の新株予約権の保有者の皆様に対しては、当社新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて、各自のご判断に委ねる旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

上記取締役会においては、当社取締役のうち本応募契約（下記「2.（2）①本公開買付けの概要」において定義します。）を締結しているシーエーシー（下記「2.（2）①本公開買付けの概要」において定義します。）の執行役員医薬 BT0 戦略推進担当を兼務する松本慎仁並びにシーエーシーの執行役員経営統括本部長を兼務する小原亮一氏は、利益相反の疑い回避の観点から、本公開買付けに関する審議および決議には参加しておりません。

なお、本公開買付けは、当社を公開買付者及びその関連会社である株式会社メディサイエンスプランニング（以下「メディサイエンスプランニング」といいます。）の完全子会社（下記「2.（2）③本公開買付け成立後の経営方針等」に記載の公開買付者から、メディサイエンスプランニングに対する、当社の発行済株式の 25%に相当する株式の譲渡が行われた場合において、公開買付者及びメディサイエンスプランニングが当社の発行済株式の全てを保有する状態をいいます。以下同じです。）とすることを目的として実施されるものです。したがって、当社は株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q 市場スタンダード（以下「J A S D A Q 市場」といいます。）に当社普通株式を上場しておりますが、本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社普通株式は上場廃止となる予定であります。

また、当社は、本日、公開買付者及びメディサイエンスプランニングとの間で、本公開買付けの成立を前提とした三社間における業務提携及び資本提携の検討を行うことについて基本合意に至りました。詳細につきましては、別途公表しております平成 24 年 6 月 27 日付「エムスリーとメディサイエンスプランニングによる M I C メディカルの株式取得及び 3 社間での業務提携の検討に向けた基本合意について」をご覧ください。

1. 公開買付者の概要（平成24年3月31日現在）

名称	エムスリー株式会社	
本店所在地	東京都港区赤坂一丁目11番44号	
代表者の役職・氏名	代表取締役 谷村 格	
事業内容	インターネットを利用した医療関連サービスの提供	
資本金の額	12億8,048万円	
設立年月	平成12年9月	
大株主及び持株比率	氏名または名称	所有株式数 (株)及び 持株比率
	ソネットエンタテインメント株式会社	295,636 (55.9%)
	谷村 格	25,604 (4.8%)
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	25,579 (4.8%)
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	22,799 (4.3%)
	TAIYOFUND, L. P.	12,937 (2.4%)
	ビービーエイチ オップンハイマー グローバル オポチュニティーズ ファンド	8,000 (1.5%)
	資産管理サービス信託銀行株式会社	5,508 (1.0%)
	ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クライアント	5,149 (1.0%)
	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギ ュラーアカウント	4,943 (0.9%)
	ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ フィデリティ ファンズ	4,666 (0.9%)
	当社との関係	資 本 関 係
人 的 関 係		該当事項はありません
取 引 関 係		該当事項はありません
関連当事者への 該 当 状 況		該当事項はありません

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記

載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、その保有に係る当社の株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨、本新株予約権（注）の所有者の皆様に対しては、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて、各自のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) ④利害関係を有しない取締役全員の承認」記載の方法により決議されております。

(注) 本新株予約権とは、平成 20 年 12 月 25 日開催の当社定時株主総会及び当社取締役会の決議に基づきそれぞれ発行された第 2 回新株予約権及び第 3 回新株予約権を総称するものとします。

(2) 意見の根拠及び理由

①本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要について、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成 24 年 6 月 27 日開催の取締役会において、当社を公開買付者及びメディサイエンスプランニングの完全子会社とすることを目的として、当社の発行済普通株式（本新株予約権の行使により交付される当社の普通株式を含みます。ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けに関連して、公開買付者は、当社の筆頭株主である株式会社シーエーシー（本日現在の所有株式数 5,475 株、当社が平成 24 年 5 月 11 日に提出した第 26 期第 2 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 14,284 株に対する所有株式数の割合 38.32%（小数点以下第三位を切り捨て）。以下「シーエーシー」といいます。）との間で、その所有する当社の普通株式の全て（以下「応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成 24 年 6 月 27 日付で締結しております。本応募契約の概要については、下記「(4) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を 9,378 株（(a) (i) 当社が平成 24 年 5 月 11 日に提出した第 26 期第 2 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 14,284 株に、(ii) 本新株予約権（890 個：当社が平成 23 年 12 月 26 日に提出した第 25 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の本新株予約権の数（990 個）に、平成 23 年 9 月 30 日から平成 24 年 3 月 31 日までの変更（平成 23 年 9 月 30 日から平成 24 年 3 月 31 日までに、本新株予約権は 100

個消滅しております。)を反映した本新株予約権の数)の目的となる当社の普通株式の数(890株)を加えた数(15,174株)から、(b)上記第26期第2四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在の当社が所有する自己株式数(1,108株)を控除した株式数(14,066株)に、3分の2を乗じた株式数(小数点以下切り上げ)に設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付けを行いません。一方、公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

本公開買付けによって当社の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後に、公開買付者が当社の発行済株式の全てを取得することとなるように完全子会社化のための手続(詳細は、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおりです。)を実施する予定です(本公開買付け及びその後の当社の完全子会社化のための手続を含めた一連の取引を、以下「本取引」といいます。)

②本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社は、医薬品・医療機器の臨床開発支援におけるモニタリング業務、データマネジメント・統計解析、品質管理・品質保証等、様々なサービスを提供する医薬品開発業務受託機関(CRO)であり、特にモニタリング業務では、製薬会社のニーズにより、臨床試験モニターの派遣、治験プロジェクトの受託のいずれの形態にも対応可能な体制を構築しております。

そして、公開買付者は、「インターネットを活用して、健康で楽しく長生きできる人を一人でも増やし、不必要な医療コストを1円でも減らす」ことを事業目的として掲げ、約22万人の医師会員を有する医療従事者専門サイト「m3.com」を運営し、会員医師が主体的・継続的に高頻度で医学関連情報を受け取れる「MR君」等の製薬会社向けマーケティング支援サービスや、「m3.com」を通じて治験に参加する医療機関・被験者を募集する「治験君」、最適な治験プランニングをサポートする「プロトコル君」等の治験支援サービスを提供しているとのことです。また、公開買付者は、インターネットを活用した効率的な治験支援事業の加速化や、CSO事業(注1)の高付加価値化を推進するため、平成24年2月中旬、治験支援分野において様々なサービスを提供するCRO事業(注2)に加えてCSO事業も展開しているメディサイエンスプランニングとの間で資本・業務提携に関する協議を開始し、平成24年4月中旬には、メディサイエンスプランニングの株主との間で株式譲渡に係る協議を開始したとのことです。かかる協議の結果、両社は、治験支援事業やCSO事業において、両社の強みを活かした事業展開を共同で行うため、公開買付者がメディサイエンスプランニングと一定の資本関係を有するのが望ましいとの結論に至り、さらに協議及び交渉を進めた結果、平成24年5月15日に公開買付者はメディサイエンスプランニングと資本・業務提携契約を締結すると

もに、メディサイエンスプランニングの株主と株式譲渡契約を締結し、平成 24 年 5 月 18 日にメディサイエンスプランニング株式 649,400 株（発行済株式の総数に対する所有株式の割合 25.00%）を市場外取引により取得したとのことです。

近年、医薬品業界は新薬の創出が困難になりつつあることに加え、承認基準の厳格化や医療制度の見直しが進むなど、厳しい事業環境が継続しており、製薬会社は新薬の研究開発を強化し、パイプラインの充実や経営資源の集中を進めております。このような医薬品業界の環境のもと、製薬会社からの臨床開発支援業務に対するニーズは継続するものと予測されますが、今後はプロジェクトの大型化、国際共同治験の増加、特定領域への知見等、CRO の選別が始まっていくものと考えられます。

このような環境のもと、公開買付者は、当社の更なる成長には、インターネットを活用した効率的な治験支援事業の加速化等、他社とは圧倒的に差別化されたサービス提供が重要な要素であると考えており、公開買付者がこれまで培ってきたメディア力は、当社の更なる成長に大きな役割を果たし得るものと考えているとのことです。

そこで、当社と公開買付者は、本公開買付けを含む本取引による当社の発行済普通株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）の取得について、平成 24 年 5 月中旬、独占的な協議を開始しました。その後、公開買付者は、デュー・ディリジェンスを経て、平成 24 年 5 月下旬、公開買付者及び当社の協業にとどまらず、公開買付者の資本・業務提携先であり、当社と同じ CRO 事業を主要な事業としているメディサイエンスプランニングも協業に加わり、当社とメディサイエンスプランニングとの間での営業面での協力、人材の相互交流による有効活用、人材の教育・研修の共同実施等を含め、三社の協業によるシナジー効果を最大化することが、各社の長期的かつ持続的な企業価値の向上に向けた最良の選択であり、そのためには、公開買付者が当社の発行済株式の大部分を保有しつつ、メディサイエンスプランニングも当社と一定の資本関係を有するのが望ましいとの結論に至ったとのことです。そこで、平成 24 年 5 月下旬、メディサイエンスプランニングとも協議を開始し、平成 24 年 6 月初旬に、公開買付者、当社及びメディサイエンスプランニングの間で、公開買付者が当社の発行済株式（自己株式を除く。以下同じ。）の 75%を保有して当社を子会社とするとともに、メディサイエンスプランニングが当社の発行済株式の 25%を保有することで持分法適用関連会社とすることにより、統一的かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築でき、上記のような公開買付者グループと当社の協業によるシナジー効果を最大化しうるとの共通認識を有するに至り、同時期に、公開買付者とシーエーシーの間でも、かかる協業体制を前提にシーエーシーが保有する当社株式の本公開買付けへの応募について協議を進めることに合意したとのことです。更に協議を進めた結果、平成 24 年 6 月 27 日開催の公開買付者取締役会において、本公開買付けを実施することを決定し、同日、当社筆頭株主との間で本応募契約を締結したとのことです。

一方、当社におきましては、上記のとおり公開買付者との協議を進める中で、当社が公開買付者及びメディサイエンスプランニングの完全子会社となった場合には、公開買付者が有する 20 万人を超える医師ネットワークと「治験君」をはじめとするインタ

ーネットを活用したサービスの利用による競合他社との差別化が達成され、また、①治験スピードの改善、②治験コストの低減、③新薬の上市タイミングの前倒しなどの効果が期待できるものと考えてに至りました。

現在当社は、「派遣から受託へ」の構造改革の途次であり、受託案件の受注拡大に注力しておりますが、当社においてはこれまで派遣を中心とした営業活動を行ってきたことから、同業他社との受託案件の獲得競争において後れを取るケースが少なからず発生しておりました。しかし、当社は、当社が公開買付者及びメディサイエンスプランニングの完全子会社となった場合には、モニタリング等治験の実務において強みを有する当社と「治験君」等インターネットを通じて培ってきたメディア力において強みを有する公開買付者の両社が協働し、それぞれの強みを生かすことによって、当社における受託案件の受注拡大が達成されるものと考えております。そして、当社及び公開買付者の協業にとどまらず、当社と同じ CRO 事業を主要な事業としているメディサイエンスプランニングも協業に加われば、当社とメディサイエンスプランニングとの間での営業面での協力、人材の相互交流による有効活用、人材の教育・研修の共同実施等の面で効率化を図ることができるものと考えております。

また、当社が公開買付者及びメディサイエンスプランニングの完全子会社として公開買付者グループの一員となり、統一的かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築することによって、上記のような公開買付者及びメディサイエンスプランニングと当社の協業によるシナジー効果の最大化を実現し、業績回復にも資することができるものと考えております。

更に、当社はいち早く公開買付者及びメディサイエンスプランニングの完全子会社となることで、今後 CRO ビジネスを主たる事業の一つとして業容拡大を目論む公開買付者グループの中で、中核的存在となるものと考えております。

こうした本公開買付けを含む本取引に伴うメリットと資本市場からの資金調達の可能性その他の当社株式の上場維持の必要性を勘案すれば、本公開買付けを含む本取引によって当社が公開買付者及びメディサイエンスプランニングの完全子会社となることは、当社の中長期的な企業価値の向上、持続的な発展へとつながるものであります。

以上を踏まえ、当社取締役会は、平成 24 年 6 月 27 日、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株価算定書の取得」に記載の株価算定書、同「③外部の法律事務所からの助言」に記載の法的助言を踏まえ、公開買付者及びメディサイエンスプランニングによる当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件、並びに、公開買付者、メディサイエンスプランニング及び当社の間における業務提携の可能性等について慎重に協議、検討を行った結果、当社の成長戦略遂行をより確かなものとするため、公開買付者及びメディサイエンスプランニングとの間で戦略的事業パートナーとの強固な関係を構築し、短期的な業績にとらわれることなく中長期的な視野に立ちスピード感をもって事

業展開していくことが、当社の中長期的な企業価値向上にとって最善かつ有効な策であるとの判断に至りました。そして、当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及び本公開買付けのその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、少数株主を含む当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、同日開催の当社取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、その保有に係る当社の株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び、本新株予約権の保有者の皆様に対しては、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされているため、公開買付者が取得してもこれを行ってできないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる公開買付け価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、各自の判断に委ねる旨を決議しました。

なお、当社の取締役のうち、本応募契約を締結しているシーエーシーの執行役員医薬 BT0 戦略推進担当を兼務する松本慎仁氏並びにシーエーシーの執行役員経営統括本部長を兼務する小原亮一氏は、利益相反の疑い回避の観点から、当社取締役会の上記決議に関する審議及び決議には参加しておらず、本公開買付け価格及び本公開買付けのその他の諸条件に関する公開買付者との協議・交渉には参加していません。

上記当社取締役会においては、シーエーシーの役職員を兼任している上記取締役2名を除く取締役の全員が出席し、出席取締役7名の全員一致で上記決議を行っております。また、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が、上記当社取締役会に出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べております。

③本公開買付け成立後の当社の経営方針等

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付け成立後、当社に対して取締役等の役員を派遣することを検討しているものの、その他本公開買付け成立後の当社の経営体制の詳細については、当社の役員のリテンション可能性を含め、今後当社と協議・検討の上、慎重に決定する予定とのことです。

以上のほか、当社は、公開買付者及びメディサイエンスプランニングとの間において、本公開買付けの成立を前提とした資本提携及び業務提携について平成24年6月27日付で基本合意しております（詳細につきましては、別途公表しております平成24年6月27日付「エムスリーとメディサイエンスプランニングによるM I C医療の株式取得及び3社間での業務提携の検討に向けた基本合意について」をご覧ください。）。そして、当社は、当該基本合意の中において、本公開買付けが成立した場合、公開買付者及びメディサイエンスプランニングと、以下の提携の具体的内容について、公開買

付者による当社の完全子会社化の時期（平成 24 年 10 月末頃を予定）を目途に最終的な契約の締結を目指し、協議・検討する予定であることを確認しております。

- (ア) 3 社による協業関係を強固なものとするため、公開買付者が当社を完全子会社化することを前提として、メディサイエンスプランングが、当社の発行済株式の 25%を保有する。これを実現するため、公開買付者は、当社が公開買付者の完全子会社となる日に、当社の発行済株式の 25%に相当する株式を、メディサイエンスプランングに対し譲渡する。譲渡価格は、本公開買付価格に本公開買付けの決済の開始日時点における当社の発行済株式数（自己株式を除く。）を乗じた額に公開買付者が本取引に要した合理的費用を加えた金額の 25%に相当する額とする。
- (イ) 公開買付者、メディサイエンスプランング及び当社は、(i) 営業情報の共有、それぞれのリソース及びノウハウを活かした共同提案等、受注面での協力、(ii) 公開買付者、メディサイエンスプランング及び当社の人的リソースを必要に応じて相互に交流させ、最大限に活用すること、(iii) CRA（注 3）その他人材の教育及び研修の共同実施、(iv) インターネットを積極的に活用した治験の効率化を共同で推進すること、の各事項を実施する。
- (ウ) 公開買付者からメディサイエンスプランング及び当社に取締役を派遣する。

なお、メディサイエンスプランングは、製薬会社等との契約により臨床試験の管理・運営に関する様々なサービスを提供する医薬品開発業務受託機関(CRO)であり、臨床第 I 相試験から製造販売後臨床試験及び国際共同治験に関するモニタリング業務、データマネジメント業務、ファーマコヴィジランス業務等を行っており、製薬会社等へコントラクト MR（注 4）を派遣する CSO 事業も展開しています。公開買付者は、メディサイエンスプランングの実績・ノウハウを高く評価しており、当社の企業価値向上に取り組むうえでメディサイエンスプランングは最適のパートナーであると考えているとのことです。また、公開買付者は平成 24 年 5 月 15 日にメディサイエンスプランングと資本・業務提携を行い、メディサイエンスプランングの普通株式 649,400 株（発行済株式の総数に対する所有株式の割合 25.00%）を取得しており、また、メディサイエンスプランングは当社株式を一切所有していないとのことです。

（注 1）CSO 事業

CSO（Contract Sales Organization）事業は、医療機関に対する医薬品・医療機器等の営業活動や、マーケティング業務等を受託し行う事業であります。一般的にこれらは製薬会社の MR が行う業務であります。CSO は独自に MR を採用し、製薬会社等からの依頼に応じて MR の特定派遣、委受託契約による業務受託を行います。

（注 2）CRO 事業

CRO（Contract Research Organization）事業は、医薬品開発業務受託を行う事業であります。製薬会社等が行う臨床試験の運営に係る各種業務の一部またはほとんど全て

を受託しております。

(注3) CRA

Clinical Research Associate の略語。治験モニタリング担当者のことでもあります。治験が薬事法及び GCP・標準業務手順書 (SOP)・実施計画書を遵守し、適正に行われているかどうか監視、確認することが主な業務であります。

(注4) コントラクト MR

CSO 事業に所属する MR (Medical Representative : 医薬情報担当者) をいいます。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者、シーエーシー及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社 (以下「野村證券」といいます。) より平成 24 年 6 月 26 日付で提出された株式価値算定書 (以下「本株式価値算定書」といいます。) を参考にしたとのことです。なお、野村證券は、公開買付者、シーエーシー及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 (以下「DCF 法」といいます。) の各手法を用いて、当社の普通株式の価値算定を行ったとのことです。なお、公開買付者は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価 (フェアネス・オピニオン) を取得していないとのことです。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 : 90,500 円から 94,777 円

類似会社比較法 : 134,390 円から 188,767 円

DCF 法 : 163,408 円から 197,984 円

市場株価平均法では、基準日を平成 24 年 6 月 25 日として、JASDAQ 市場における当社の普通株式の基準日終値 (92,500 円)、直近 1 週間の終値の単純平均値 (90,720 円 (小数点以下四捨五入))、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 (90,500 円 (小数点以下四捨五入))、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 (94,777 円 (小数点以下四捨五入))、及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 (91,640 円 (小数点以下四捨五入)) を基に、当社の普通株式を分析し、1 株当たり株式価値を 90,500 円から 94,777 円までと算定したとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の普通株式を分析し、1 株当たり株式価値を 134,390 円から 188,767 円までと算定したとのことです。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や当社の普通株式の価値を分析し、1株当たり株式価値を163,408円から197,984円までと算定したとのことです。なお、野村證券は本算定において、平成24年6月27日付で当社より公表された「通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成24年9月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行ったとのことです。

公開買付者は、野村證券から平成24年6月26日付で取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、当社に対するデュール・ディリジェンスの結果、当社の普通株式の市場株価動向、当社による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、シーエーシー及び当社との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成24年6月27日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり181,412円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付け価格は、本公開買付けの公表日直前に当社株式が取引された平成24年6月25日のJASDAQ市場における当社の普通株式の終値92,500円に対して96.12%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年6月26日までの過去1ヵ月間のJASDAQ市場における当社の普通株式の終値の単純平均値90,500円（小数点以下四捨五入）に対して100.46%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年6月26日までの過去3ヵ月間のJASDAQ市場における当社の普通株式の終値の単純平均値94,769円（小数点以下四捨五入）に対して91.43%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年6月26日までの過去6ヵ月間のJASDAQ市場における当社の普通株式の終値の単純平均値91,894円（小数点以下四捨五入）に対して97.41%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格であるとのことです。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされています。したがって、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使できないと解されることから、公開買付者は、本新株予約権の買付け価格を1個につき1円と設定しているとのことです。

②当社における独立した第三者算定機関からの株価算定書の取得

当社取締役会は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、公開買付者、シーエーシー及び当社から独立した第三者算定機関であるみらいコンサルティング株式会社（以下「みらいコンサルティング」といいます。）に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成24年6月26日付でみらいコン

サルティングから株価算定書を取得しました（なお、当社はみらいコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。

みらいコンサルティングによる当社の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価法： 90,500 円から 94,777 円

類似会社比較法： 71,299 円から 117,405 円

DCF法： 155,681 円から 209,089 円

市場株価法では、基準日を平成 24 年 6 月 25 日として、JASDAQ 市場における当社の普通株式の基準日、直近 1 週間、直近 1 ヶ月間、直近 3 ヶ月間、直近 6 ヶ月間の各期間における終値の単純平均株価（それぞれ、92,500 円、90,720 円、90,500 円、94,777 円、91,640 円（小数点以下四捨五入））を基に、当社の普通株式を分析し、1 株当たり株式価値を 90,500 円から 94,777 円までと算定しております。

類似会社比較法では、事業内容・規模・収益性等を総合的に勘案し、当社と比較的類似する事業を営む上場会社を複数選定し、市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の普通株式を分析し、1 株当たり株式価値を 71,299 円から 117,405 円までと算定しております。

DCF法では、当社の事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の収益予想及び事業計画期間終了時点以降の残存価値に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、投資リスクに応じた一定の割引率によってこれらを現在価値に割り戻す方法により、当社の 1 株当たり株式価値を 155,681 円から 209,089 円までと算定しています。なお、みらいコンサルティングは本算定において、平成 24 年 6 月 27 日付で当社より公表された「通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成 24 年 9 月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っております。

また、当社は、本新株予約権については、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされているため、公開買付者が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得していません。

③外部の法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

④利害関係を有しない取締役全員の承認

当社取締役会は、平成 24 年 6 月 27 日、みらいコンサルティングから取得した株価

算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言を踏まえ、公開買付者及びメディサイエンスプランニングによる当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件、並びに、公開買付者、メディサイエンスプランニング及び当社の間における業務提携の可能性等について慎重に協議、検討を行った結果、当社の成長戦略遂行をより確かなものとするため、公開買付者及びメディサイエンスプランニングとの間で戦略的事業パートナーとの強固な関係を構築し、短期的な業績にとらわれることなく中長期的な視野に立ちスピード感をもって事業展開していくことが、当社の中長期的な企業価値向上にとって最善かつ有効な策であるとの判断に至りました。そして、当社は、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、少数株主を含む当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、同日開催の当社取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、その保有に係る当社の株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び、本新株予約権の保有者の皆様に対しては、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされているため、公開買付者が取得してもこれを行行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる公開買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、各自の判断に委ねる旨を決議しました。

なお、当社の取締役のうち、本応募契約を締結しているシーエーシーの執行役員医薬 BTO 戦略推進担当を兼務する松本慎仁氏並びにシーエーシーの執行役員経営統括本部長を兼務する小原亮一氏は、利益相反の疑い回避の観点から、当社取締役会の上記決議に関する審議及び決議には参加しておらず、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件に関する公開買付者との協議・交渉には参加していません。

上記当社取締役会においては、シーエーシーの役職員を兼任している上記取締役2名を除く取締役の全員が出席し、出席取締役7名の全員一致で上記決議を行っております。また、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が、上記当社取締役会に出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べております。

(4) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、当社の筆頭株主であるシーエーシーとの間で、平成24年6月27日付で本応募契約を締結し、応募対象株式を本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。ただし、本応募契約におけるシーエーシーの応募義務は、(i)本公開買付けが本応募契約の規定に従い開始され撤回されていないこと、(ii)同契約書における公開買付者の表明及び保証（注1）が重要な点において真実かつ正確であること

及び(iii)同契約書に基づき本公開買付けの開始日までに公開買付者が履行又は遵守すべき義務(注2)が重要な点において履行又は遵守されていることを前提条件としているとのことです。また、当社の発行する株式について第三者により本公開買付け価格を上回る金額を買付価格とする公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募しないことがシーエーシーの取締役の善管注意義務に違反するおそれが高いと合理的に判断されるときは、シーエーシーは、本公開買付けに応募せず、又は、本公開買付けへの応募を撤回することができるものとされているとのことです。なお、本応募契約上、上記の前提条件が充足されない場合又はシーエーシーが本公開買付けに応募せず若しくは本公開買付けへの応募を撤回できる場合であっても、シーエーシーが自らの判断で本公開買付けに応募すること及び本公開買付けへの応募を撤回しないことは禁止又は制限されていないとのことです。上記の前提条件が充足しないこと又は上記の本公開買付けへの応募をせず若しくは応募を撤回できる事由に該当することにより、シーエーシーから応募対象株式の全部又は一部につき応募がされない場合又は応募が撤回された場合には、買付予定数の下限に達せず、本公開買付けは買付け等の条件を満たさない可能性があります。

なお、平成24年6月27日に公開買付者及びシーエーシーが公表した「株式会社シーエーシーとエムスリー株式会社が業務提携について基本合意」のとおり、公開買付者は、シーエーシーとの間で、本公開買付けの成立を前提とした業務提携について平成24年6月27日付で基本合意を締結しているとのことです。公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、シーエーシーとの間において、医薬品開発支援事業の分野での、販売協力、新サービスの共同開発、および経営資源の相互活用に係る業務提携の具体的内容について、協議・検討するとのことです。

- (注1) 本応募契約においては、(i)公開買付者の適法な設立・有効な存続、本応募契約を締結し履行する権限の存在、本応募契約に必要な手続の履践、(ii)本応募契約についての強制履行の可能性、本応募契約の締結及び履行に必要な許認可、承認または認証の取得、(iii)本応募契約の締結及び履行と関係法令、判決・命令・決定その他の法的処分、公開買付者の内部規則及び契約との抵触の不存在が公開買付者の表明保証事項とされているとのことです。
- (注2) 本応募契約において、公開買付者は、(i)本公開買付けを実施する義務、(ii)本応募契約上の表明保証違反又は義務違反による補償義務、(iii)本応募契約上の地位・権利義務を第三者に譲渡等してはならない義務、(iv)秘密保持義務、(v)本応募契約において企図されている取引を公表する場合における通知義務を負っているとのことです。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「2.(2)①本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者及びメディサイエンスプランニングの完全子会社とすることを目的としており、

本公開買付けにおいて当社の発行済普通株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、当社の発行済普通株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを企図しているとのことです。具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、本年10月末を目処に当社の完全子会社化手続を完了させるよう、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③当社が全部取得条項の付された当社の普通株式の全部（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引き換えに普通株式とは別個の種類当社の株式を交付すること、並びに以上①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催し、上記①乃至③を上程すること、及び上記②の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催し、上記②を上程することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様（ただし、当社を除きます。）には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者が当社の発行済株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された当社の普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。この方

法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。なお、上記②の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに当社の別個の種類株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、並びに本公開買付け後の公開買付者による当社の株式の所有状況及び公開買付者以外の当社の株主の皆様による当社の株式の所有状況等により、実施に時間を要し、又はそれと同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。ただし、上記方法を変更する場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法により、当社が公開買付者の完全子会社となることを予定しており、その場合に当社の株主の皆様が最終的に交付されることになる金銭の額については、本公開買付け価格に当該株主様が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

公開買付者は、当社に対して平成24年9月から10月を目途に本株主総会及び本種類株主総会を開催するよう求める予定であるとのことですが、本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等につきましては、公開買付者と協議の上、決定次第、当社において速やかに公表する予定です。

また、上記「2. (2) ③本公開買付け成立後の当社の経営方針等」に記載のとおり、公開買付者、メディサイエンスプランニング及び当社は、本公開買付けの成立を前提とした資本提携及び業務提携について、平成24年6月27日付で基本合意しております。公開買付者は、全部取得条項の付された当社の普通株式を当社が全部取得し当社が公開買付者の完全子会社となった後、かかる全部取得の対価として当社の株主に交付された別個の種類株式の25%に相当する株式を、上記基本合意に基づき締結する最終的な株式譲渡契約により、公開買付者からメディサイエンスプランニングに対し譲渡する予定とのことです。なお、譲渡日は、当社が公開買付者の完全子会社となる日を予定しており、譲渡価格は、本公開買付け価格に本公開買付けの決済の開始日における当社の発行済株式数（自己株式を除きます。）を乗じた額に公開買付者が本取引に要した合理的費用を加えた金額の25%に相当する額とするとのことです。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

また、本公開買付けへの応募、上記各手続の実行によって交付される対価としての金銭等の受領、又は上記各手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、本日現在、JASDAQ市場に上場されております。しかしながら、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社の普通株式は、JASDAQ市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した場合、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、適用法令に従い、当社の発行済普通株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、当社の普通株式はJASDAQ市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社の普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

また、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された当社の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の当社の株式の上場申請は行われたい予定であります。

3. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項については、上記「2. (4) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付け期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

(1) 本公開買付け後の基本方針

本公開買付け後の方針については、上記「2. (2) ③本公開買付け成立後の経営方針等」、「2. (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「2. (5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響については、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

9. 支配株主との取引等に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

当社は、平成24年6月27日開催の取締役会において、平成23年11月11日に公表した配当予想を修正し、平成24年9月期の剰余金の配当（期末配当）は行わないことを決議しております。この点に関しましては、平成24年6月27日付けで「平成24年9月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。

(参考)

公開買付者が本日公表した添付資料（株式会社M I Cメディカル株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ）をご参照ください。

以上

平成 24 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 エムスリー株式会社
代表者名 代表取締役 谷村 格
(コード：2413、東証一部)
問合せ先 取締役 辻 高宏
(TEL. 03-6229-8900)

株式会社M I Cメディカル株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

エムスリー株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 6 月 27 日開催の取締役会において、株式会社M I Cメディカル（株式会社大阪証券取引所 J A S D A Qスタンダード市場（以下「J A S D A Q市場」といいます。）、コード番号：2166、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権（①平成 20 年 12 月 25 日開催の対象者定時株主総会及び対象者取締役会の決議に基づき発行された第 2 回新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）、②対象者の平成 20 年 12 月 25 日開催の定時株主総会及び対象者取締役会の決議に基づき発行された第 3 回新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）、「第 2 回新株予約権」及び「第 3 回新株予約権」を総称して「本新株予約権」といいます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 公開買付けの概要

当社は、平成 24 年 6 月 27 日開催の取締役会において、対象者を当社の完全子会社（下記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の当社から、当社の関連会社である株式会社メディサイエンスプランニング（以下「メディサイエンスプランニング」といいます。）に対する、対象者の発行済株式の 25%に相当する株式の譲渡が行われた場合において、当社及びメディサイエンスプランニングが対象者の発行済株式の全てを保有する状態を含みます。以下同じです。）とすることを目的として、対象者の発行済普通株式（本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含みます。ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けに関連して、当社は、対象者の筆頭株主である株式会社シーエーシー（本日現在の所有株式数 5,475 株、対象者が平成 24 年 5 月 11 日に提出した第 26 期第 2 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 14,284 株に対する所有株式数の割合 38.32%（小数点以下第三位を切り捨て）。以下「シーエーシー」といいます。）との間で、その所有する対象者の普通株式の全て（以下「応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成 24 年 6 月 27 日付で締結しております。本応募契約の概要については、下記「(3) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を 9,378 株（(a) (i) 対象者が平成 24 年 5 月 11 日に提出した第 26 期第 2 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 14,284 株に、(ii) 本新株予約権（890 個：対象者が平成 23 年 12 月 26 日に提出した第 25 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の本新株予約権の数（990 個）に、平成 23 年 9 月 30 日から平成 24 年 3 月 31 日までの変更（対象者によれば、平成 23 年 9 月 30 日から平成 24 年 3 月 31 日までに、本新株予約権は 100 個消滅しているとのことです。）を反映した本新株予約権の数）の目的となる対象者の普通株式の数（890 株）を加えた数（15,174 株）から、(b) 同四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数（1,108 株）を控除した株式数（14,066 株）に、3分の2を乗じた株式数（小数点以下切り上げ）に設定し

ており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、当社は応募株券等の全部の買付けを行いません。一方、当社は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、当社は、応募株券等の全部の買付けを行います。

本公開買付けによって対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後に、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを取得することとなるように完全子会社化のための手続（詳細は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）を実施する予定です（本公開買付け及びその後の対象者の完全子会社化のための手続を含めた一連の取引を、以下「本取引」といいます。）。

なお、平成24年6月27日に対象者が公表した「エムスリー株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、平成24年6月27日開催の対象者取締役会において、下記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した第三者算定機関からの株価算定書の取得」に記載の株価算定書、同「③外部の法律事務所からの助言」に記載の法的助言を踏まえ、当社及びメディサイエンスプランニングによる対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件、並びに、当社、メディサイエンスプランニング及び対象者の間における業務提携の可能性等について慎重に協議、検討を行った結果、対象者の成長戦略遂行をより確かなものとするため、当社及びメディサイエンスプランニングとの間で戦略的事業パートナーとの強固な関係を構築し、短期的な業績にとらわれることなく中長期的な視野に立ちスピード感をもって事業展開していくことが、対象者の中長期的な企業価値向上にとって最善かつ有効な策であるとの判断に至ったとのことです。また、対象者は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、少数株主を含む対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年6月27日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対しては、その保有に係る対象者の株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び、新株予約権者に対しては、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされているため、当社が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる公開買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、各自の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、本応募契約を締結しているシーエーシーの執行役員医薬BTO戦略推進担当を兼任している松本慎仁氏並びにシーエーシーの執行役員経営統括本部長を兼任している小原亮一氏は、利益相反の疑い回避の観点から、対象者取締役会の上記決議に関する審議及び決議には参加しておらず、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件に関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

上記対象者取締役会においては、シーエーシーの役職員を兼任している上記取締役2名を除く取締役の全員が出席し、出席取締役7名の全員一致で上記決議を行っているとのことです。また、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が、上記対象者取締役会に出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、「インターネットを活用して、健康で楽しく長生きできる人を一人でも増やし、不必要な医療コストを1円でも減らす」ことを事業目的として掲げ、約22万人の医師会員を有する医療従事者専門サイト「m3.com」を運営し、会員医師が主体的・継続的に高頻度で医学関連情報を受け取れる「MR君」等の製薬会社向けマーケティング支援サービスや、「m3.com」を通じて治験に参加する医療機関・被験者を募集する「治験君」、最適な治験プランニングをサポートする「プロトコル君」等の治験支援サービスを提供しています。また、当社は、インターネットを活用した効率的な治験支援事業の加速化や、CSO事業（注1）の高付加価値化を推進するため、平成24年2月中旬、治験支援分野において様々なサービスを提供するCRO事業（注2）に加えてCSO事業も展開しているメディサイエンスプランニングとの間で資本・業務提携に関する協議を開始し、

平成 24 年 4 月中旬には、メディサイエンスプランニングの株主との間で株式譲渡に係る協議を開始しました。かかる協議の結果、両社は、治験支援事業や CSO 事業において、両社の強みを活かした事業展開を共同で行うため、当社がメディサイエンスプランニングと一定の資本関係を有するのが望ましいとの結論に至り、さらに協議及び交渉を進めた結果、平成 24 年 5 月 15 日に当社はメディサイエンスプランニングと資本・業務提携契約を締結するとともに、株主と株式譲渡契約を締結し、平成 24 年 5 月 18 日にメディサイエンスプランニング株式 649,400 株（発行済株式の総数に対する所有株式の割合 25.00%）を市場外取引により取得しました。

一方、対象者は、医薬品・医療機器の臨床開発支援におけるモニタリング業務、データマネジメント・統計解析、品質管理・品質保証等、様々なサービスを提供する医薬品開発業務受託機関（CRO）であり、特にモニタリング業務では、製薬会社のニーズにより、臨床試験モニターの派遣、治験プロジェクトの受託のいずれの形態にも対応可能な体制を構築しております。

近年、医薬品業界は新薬の創出が困難になりつつあることに加え、承認基準の厳格化や医療制度の見直しが進むなど、厳しい事業環境が継続しており、製薬会社は新薬の研究開発を強化し、パイプラインの充実や経営資源の集中を進めております。このような医薬品業界の環境のもと、製薬会社からの臨床開発支援業務に対するニーズは継続するものと予測されますが、今後はプロジェクトの大型化、国際共同治験の増加、特定領域への知見等、CRO の選別が始まっていくものと考えられます。

このような環境のもと、当社は、対象者の更なる成長には、インターネットを活用した効率的な治験支援事業の加速化等、他社とは圧倒的に差別化されたサービス提供が重要な要素であると考えており、当社がこれまで培ってきたメディア力は、対象者の更なる成長に大きな役割を果たし得るものと考えております。

そこで、当社は、本公開買付け及びその後の完全子会社化のための手続による対象者の発行済普通株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）の取得について、平成 24 年 5 月中旬、対象者との間で独占的な協議を開始するとともに、対象者の筆頭株主であるシーエーシーとの協議も開始しました。その後、当社は、デュー・ディリジェンスを経て、平成 24 年 5 月下旬、当社及び対象者の協業にとどまらず、当社の資本・業務提携先であり、対象者と同じ CRO 事業を主要な事業としているメディサイエンスプランニングも協業に加わり、対象者とメディサイエンスプランニングとの間での営業面での協力、人材の相互交流による有効活用、人材の教育・研修の共同実施等を含め、三社の協業によるシナジー効果を最大化することが、各社の長期的かつ持続的な企業価値の向上に向けた最良の選択であり、そのためには、当社が対象者の発行済株式の大部分を保有しつつ、メディサイエンスプランニングも対象者と一定の資本関係を有するのが望ましいとの結論に至りました。そこで、平成 24 年 5 月下旬、メディサイエンスプランニングとも協議を開始し、平成 24 年 6 月初旬に、当社、対象者及びメディサイエンスプランニングの間で、当社が対象者の発行済株式（自己株式を除く。以下同じ。）の 75%を保有して対象者を子会社とするとともに、メディサイエンスプランニングが対象者の発行済株式の 25%を保有することで持分法適用関連会社とすることにより、統一的かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築でき、協業によるシナジー効果を最大化しようとの共通認識を有するに至り、同時期に、当社とシーエーシーの間でも、かかる協業体制を前提にシーエーシーが保有する対象者株式の本公開買付けへの応募について協議を進めることに合意しました。更に協議を進めた結果、平成 24 年 6 月 27 日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決定し、同日、対象者筆頭株主との間で本応募契約を締結しました。

なお、当社は、本公開買付け成立後、対象者に対して取締役等の役員を派遣することを検討しておりますが、その他本公開買付け成立後の対象者の経営体制の詳細については、対象者の役員の留任可能性を含め、今後対象者と協議・検討の上、慎重に決定する予定です。

当社は、上記の協議を踏まえ、平成 24 年 6 月 27 日に当社、メディサイエンスプランニング及び対象者が公表した「エムスリーとメディサイエンスプランニングによる M I C メディカルの株式取得及び 3 社間での業務提携の検討に向けた基本合意について」（以下「3 社間プレスリリース」といいます。）のとおり、当社、メディサイエンスプランニング及び対象者との間において、本公開買付けの成立を前提とした資本提携及び業務提携について平成 24 年 6 月 27 日付で基本合意しております。当社は、本公開買付けが成立した場合、メディサイエンスプランニング及び対象者との間において、以下の提携の具体的内容について、当社による対象者の完全子会社化の時期（平成 24 年 10 月末頃を予定）を目途に最終的な契約の締結を目指し、協議・検討いたします。

- ① 3社による協業関係を強固なものとするため、当社が対象者を完全子会社化することを前提として、メディサイエンスプランニングが、対象者の発行済株式の25%を保有する。これを実現するため、当社は、対象者が当社の完全子会社となる日に、対象者の発行済株式の25%に相当する株式を、メディサイエンスプランニングに対し譲渡する。譲渡価格は、本公開買付価格に本公開買付けの決済の開始日における対象者の発行済株式数（自己株式を除く。）を乗じた額に当社が本取引に要した合理的費用を加えた金額の25%に相当する額とする。
- ② 当社、メディサイエンスプランニング及び対象者は、(i)営業情報の共有、それぞれのリソース及びノウハウを活かした共同提案等、受注面での協力、(ii)当社、メディサイエンスプランニング及び対象者の人的リソースを必要に応じて相互に交流させ、最大限に活用すること、(iii)CRA（注3）その他人材の教育及び研修の共同実施、(iv)インターネットを積極的に活用した治験の効率化を共同で推進すること、の各事項を実施する。
- ③ 当社からメディサイエンスプランニング及び対象者に取締役を派遣する。

メディサイエンスプランニングは、製薬会社等との契約により臨床試験の管理・運営に関する様々なサービスを提供する医薬品開発業務受託機関(CRO)であり、臨床第I相試験から製造販売後臨床試験及び国際共同治験に関するモニタリング業務、データマネジメント業務、ファーマコヴィジランス業務等を行っており、製薬会社等へコントラクトMR（注4）を派遣するCSO事業も展開しています。当社は、メディサイエンスプランニングの実績・ノウハウを高く評価しており、対象者の企業価値向上に取り組むうえでメディサイエンスプランニングは最適のパートナーであると考えております。なお、当社は平成24年5月15日にメディサイエンスプランニングと資本・業務提携を行い、メディサイエンスプランニングの普通株式649,400株（発行済株式の総数に対する所有株式の割合25.00%）を取得しており、また、メディサイエンスプランニングは対象者株式を一切所有しておりません。

（注1）CSO事業

CSO（Contract Sales Organization）事業は、医療機関に対する医薬品・医療機器等の営業活動や、マーケティング業務等を受託し行う事業であります。一般的にこれらは製薬会社のMRが行う業務であります。CSOは独自にMRを採用し、製薬会社等からの依頼に応じてMRの特定派遣、委受託契約による業務受託を行います。

（注2）CRO事業

CRO（Contract Research Organization）事業は、医薬品開発業務受託を行う事業であります。製薬会社等が行う臨床試験の運営に係る各種業務の一部又はほとんど全てを受託しております。

（注3）CRA

Clinical Research Associateの略語。治験モニタリング担当者のことであります。治験が薬事法及びGCP・標準業務手順書（SOP）・実施計画書を遵守し、適正に行われているかどうか監視、確認することが主な業務であります。

（注4）コントラクトMR

CSO事業に所属するMR（Medical Representative：医薬情報担当者）をいいます。

メディサイエンスプランニングの概要は以下のとおりです。

①会社の沿革

年月	沿革
昭和57年9月	医薬品開発に関する資料作成、医療図書の翻訳出版及び医療出版物の市場調査等を目的として、東京都千代田区神田小川町にメディサイエンスプランニング（資本金4,000千円）を設立
平成6年9月	メディサイエンスプランニングを含む4社で日本CRO協会を設立
平成7年7月	本店を東京都中央区日本橋小伝馬町に移転 CRO事業（モニタリング業務、データマネジメント業務）の本格的な開始に向け、臨床開発部、統計解析部を設置

平成 11 年 5 月	株式会社三菱化学ビーシーエル（現 三菱化学メディエンス株式会社）と資本提携
平成 14 年 6 月	処方箋調剤薬局の開設を目的として、株式会社メディファーマを設立（メディサイエンス プランニング出資比率 40.0%）
平成 15 年 12 月	福岡支店を開設
平成 16 年 3 月	本店を東京都中央区東日本橋（現本店所在地）に移転
平成 16 年 4 月	株式会社メディファーマのメディサイエンスプランニング保有全株式を売却
平成 16 年 10 月	株式会社三菱化学ビーシーエルとの資本提携を解消
平成 17 年 9 月	大阪支店を開設
平成 17 年 11 月	株式会社コモテックと合併 ファーマコヴィジランス業務を開始 同社との合併に伴い株式会社トラスト SMO を子会社化（メディサイエンスプランニング出資 比率 100.0%）
平成 19 年 2 月	CSO 業務を開始
平成 19 年 4 月	株式会社トラスト SMO を解散（平成 19 年 8 月 23 日付で特別清算終結）
平成 20 年 3 月	中国に北京事務所を開設
平成 20 年 10 月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」（現 JASDAQ）に株式を 上場
平成 21 年 9 月	株式会社シーポックを子会社化（メディサイエンスプランニング出資比率 100.0%）
平成 23 年 2 月	株式会社臨床医薬研究協会を持分法適用関連会社化（メディサイエンスプランニング出資比 率 49.0%） 同社の株式取得に伴い同社子会社の株式会社エス・エイ・エヌをグループ化
平成 24 年 5 月	公開買付者と資本・業務提携を行い、公開買付者がメディサイエンスプランニングを持分法 適用関連会社化（公開買付者出資比率 25.0%）

②会社の目的及び事業の内容

〔会社の目的〕

次の事業を営むことを目的とする。

- ・ 医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品、保健機能食品（特定保健用健康食品や栄養機能食品を含む）の研究、開発、輸入、製造、販売
- ・ 医療・医薬に関する情報の調査、収集、提供
- ・ 医療・医薬に関するコンサルティング業務
- ・ 医療・医薬に関する情報処理システムの企画、設計、開発および利用のコンサルティング業務
- ・ 医療・医薬に関する研究会、講演会、セミナー等の企画、立案、開催
- ・ 医療・医薬に関する出版物の企画、翻訳、編集、制作、出版
- ・ 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業
- ・ 有料職業紹介事業
- ・ 前各号に附帯する一切の業務

〔事業の内容〕

メディサイエンスプランニンググループは、メディサイエンスプランニング、連結子会社である株式会社シーポック及び持分法適用関連会社である株式会社臨床医薬研究協会構成されており、製薬会社を中心とした医薬品開発に関連する業界に属しております。

製薬会社等による医薬品開発には多額の研究開発費と長期にわたるプロセスが要求されており（「図. 医薬品開発のプロセスとメディサイエンスプランニンググループの業務との関わり」参照）、新薬は医薬品として承認される前段階において、製薬会社等からの委託を受けた医療機関が必ず臨床試験（治験）を実施することと

なっております。臨床試験には、健康成人を対象として安全性の検討を行う第Ⅰ相試験（フェーズⅠ）、少数患者を対象として有効性・安全性を確認し用法・用量の検討を行う第Ⅱ相試験（フェーズⅡ）、多数の患者を対象として既存薬等との比較を行い新薬の有効性・安全性を検討する第Ⅲ相試験（フェーズⅢ）があり、いずれの試験においても、文書によるインフォームド・コンセント（注1）により同意した被験者の参加が必要であります。すなわち、この臨床試験は、製薬会社等、医療機関、被験者の三者により構成、実施されるものであります。

臨床試験が終了し、医薬品として有益であると評価されたものについては、製造販売承認申請を行います。製造販売承認を取得できれば、医薬品として販売を開始することができることとなります。

その後、日常診療下での医薬品の有効性、安全性の確認とともに、臨床試験では得られなかった医薬品の適正使用についての情報の収集、提供を目的として、製造販売後調査及び試験が行われます。

以上のようなプロセスにおいて、製薬会社等との契約により、臨床試験等の管理・運営に関する様々な専門的サービスを提供するのがCROであります。

製薬会社等にとっては、臨床試験に係る業務の一部又はほとんど全てをCROに委託することで開発コストの流動化を実現できると同時に、CROが持つノウハウを活用することで効率的に臨床試験を実施することが可能となります。日本の臨床試験における製薬会社等のCROへの委託比率は徐々に高まっており、医薬品開発におけるCROの役割もますます大きくなってきております。

メディサイエンスプランニンググループはこのCRO事業を製薬会社等に提供しており、そのサービス内容は、(i)モニタリング業務、(ii)データマネジメント業務、(iii)ファーマコヴィジランス業務、(iv)その他業務（メディカルライティング業務、コンサルティング業務、市販後調査業務、CSO業務等）及びこれらの業務に付随する業務であります。

各業務の内容を以下に記載いたします。

(i) モニタリング業務

モニタリング業務は、臨床試験の依頼者である製薬会社等により指名されたモニターが、臨床試験の実施状況を調査し、臨床試験が臨床試験実施計画書（注2）、標準業務手順書（注3）、薬事法に規定する基準等に沿って実施、記録及び報告されていることを監視・確認する業務であります。受託期間は通常2年から3年程度にわたります。また、モニタリング業務を担当するモニターを製薬会社等に派遣する特定派遣業務も行っております。

(ii) データマネジメント業務

データマネジメント業務は、臨床試験においてモニターにより収集されたデータを記録・管理（データベース化）し、そのデータを生物統計学的手法を用いて解析し、当該医薬品等の有効性・安全性等の試験成績を評価・検討する業務であります。受託期間は通常6ヶ月から1年程度にわたります。

(iii) ファーマコヴィジランス業務

ファーマコヴィジランス業務は、製薬会社等より委託を受けて、臨床試験、製造販売後臨床試験、製造販売後調査、文献・学会調査等で発生した安全性情報の収集、評価分析、当局への報告書作成等を支援する業務であります。

(iv) その他業務（メディカルライティング業務、コンサルティング業務、CSO業務等）

・メディカルライティング業務

メディカルライティング業務は、医薬品等の研究開発から承認までに必要な、当局への各種申請書類、各種報告書及び論文等の作成支援を行う業務であります。

・コンサルティング業務

コンサルティング業務は、医薬品開発戦略の立案、当局への相談、申請資料作成等に関して総合的なコンサルティングを行う業務であります。

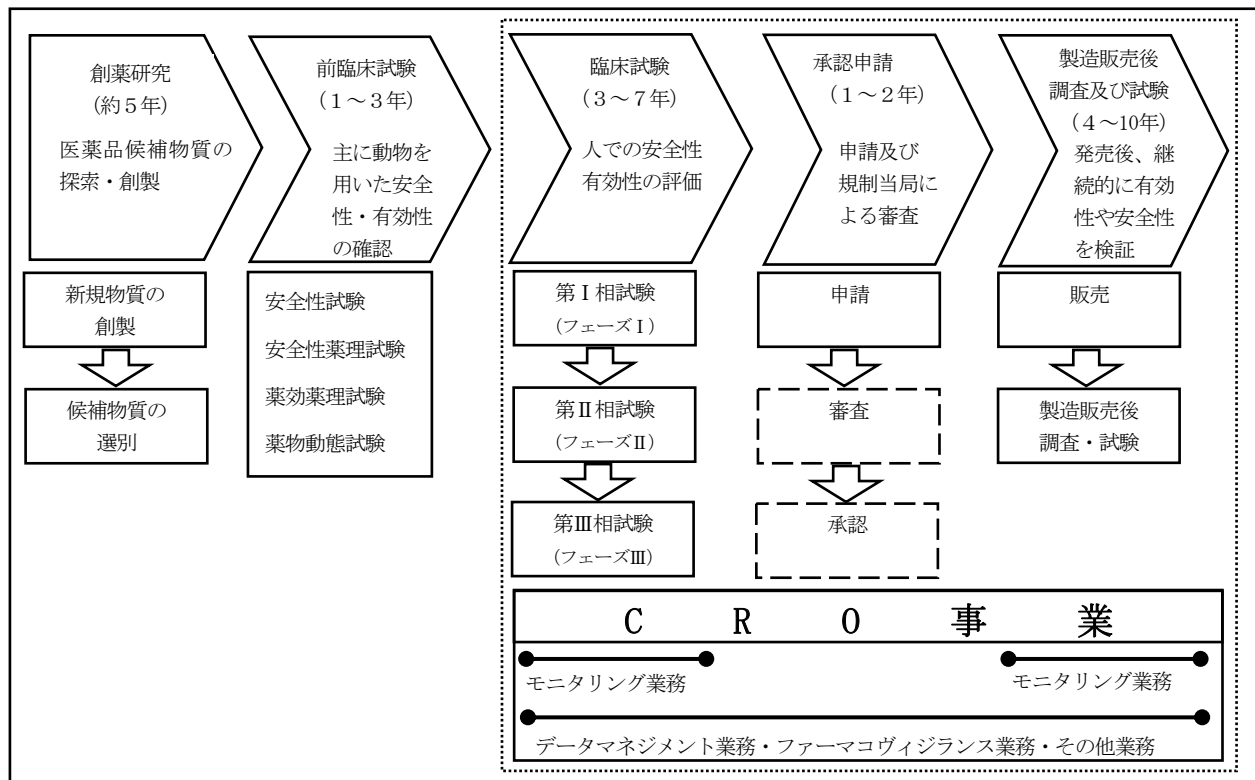
・市販後調査業務

市販後調査業務は、医薬品等が当局から承認され発売された後に、承認までの臨床試験では分からなかった安全性の調査と、効果の確認を行う業務であります。

・CSO 業務

CSO (Contract Sales Organization) 業務は、医療機関に対する医薬品・医療機器等の営業活動や、マーケティング業務等を受託し行う業務であります。一般的にこれらは製薬会社の MR (Medical Representative : 医薬情報担当者) が行う業務であります。CSO は独自に MR を採用し、製薬会社等からの依頼に応じて MR の特定派遣、委受託契約による業務受託を行います。

図. 医薬品開発のプロセスとメディサイエンスプラニンググループの業務との関わり



(注1) インフォームド・コンセント

医師あるいは CRC (注4) が、臨床試験への参加を希望する患者 (被験者) に対して、臨床試験の内容を文書を用いて詳しく説明し、十分な情報を与え、患者がそのメリットとリスクを十分に理解し、納得したうえで、自由意思による臨床試験参加の同意を文書で得ることあります。

(注2) 臨床試験実施計画書

臨床試験を実施する際に実施医療機関及び依頼者 (製薬会社等) が遵守しなければならない事項を記載した文書であり、臨床試験の背景、根拠及び目的を定めるとともに、統計学的な考察も含めて、臨床試験のデザイン、方法及び組織について記述したものであります。

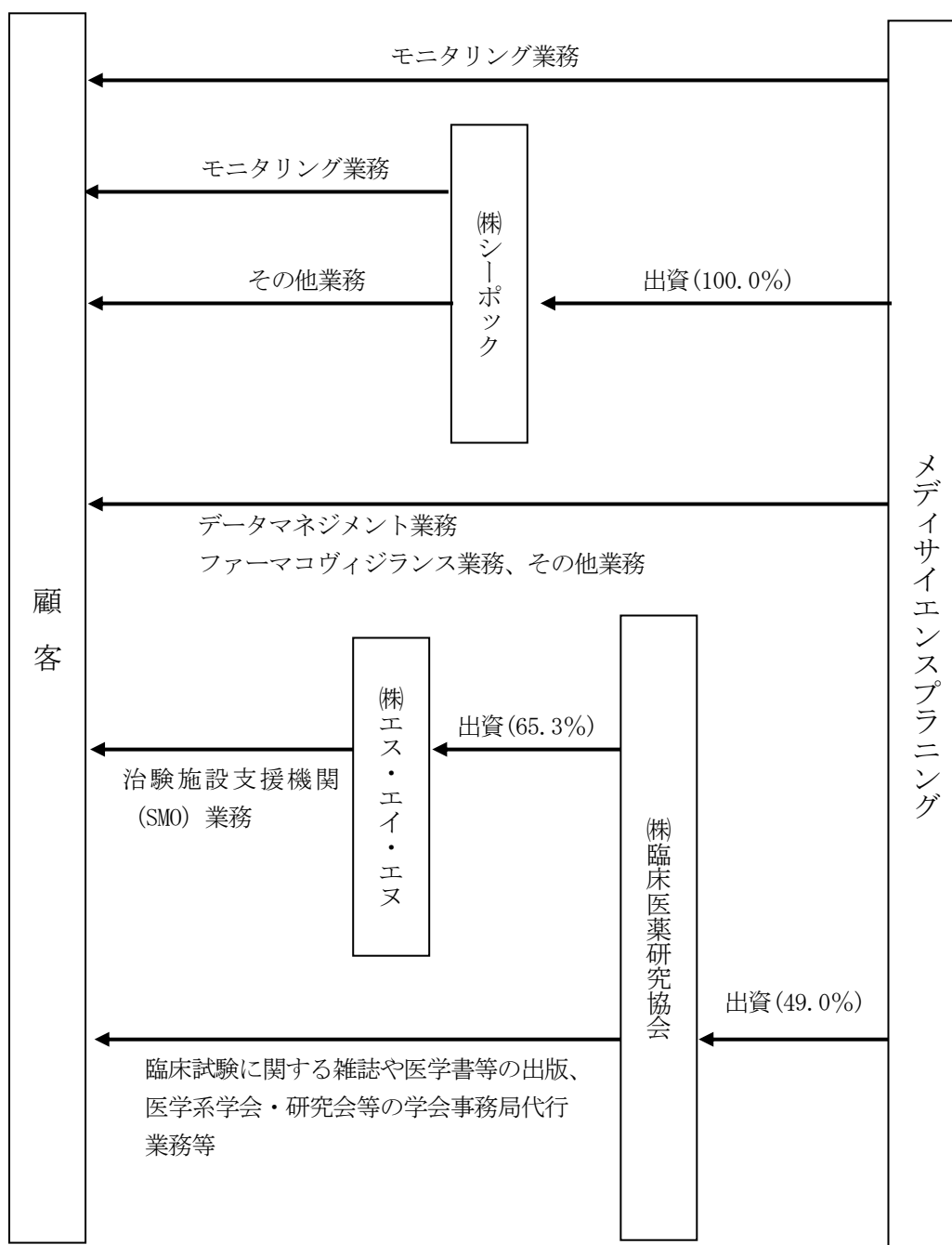
(注3) 標準業務手順書

臨床試験に係る各々の業務を適正かつ均質に実施するために、その業務の手順について詳細に記述した手順書であります。

(注4) CRC

Clinical Research Coordinator の略語。医療機関において責任医師等の指導・監督のもと、臨床試験の実施をサポートするスタッフであります。

事業系統図は次のとおりであります。



(注) 株式会社臨床医薬研究協会は持分法適用関連会社であります。

③資本金の額及び発行済株式の総数

平成 24 年 2 月 29 日現在

資本金の額 (千円)	発行済株式の総数 (株)
361,520	2,597,600

④大株主

平成24年2月29日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式 の総数に対する 所有株式の数 の割合(%)
酒井 杏郎	東京都大田区	422,500 (注3)	16.26
浦江 明憲	東京都港区	364,900 (注4)	14.04
株式会社ランダムスクウェア	福岡県福岡市博多区店屋町6番18号	254,000	9.77
株式会社サンケア	福岡県福岡市博多区店屋町6番18号	227,000	8.73
植松 純夫	東京都荒川区	181,500 (注5)	6.98
メディサイエンスプランニング 社員持株会	東京都中央区東日本橋一丁目1番7号	170,500	6.56
片山 晃	東京都千代田区	70,100	2.69
植松 伸子	東京都荒川区	70,000 (注5)	2.69
天本 敏昭	福岡県福岡市中央区	60,000	2.30
入江 伸	福岡県福岡市東区	60,000	2.30
計	—	1,880,500	72.39

(注1) 上記は、メディサイエンスプランニングが平成24年4月12日に提出した第30期第2四半期(自平成23年12月1日至平成24年2月29日)報告書に基づいて作成しております。なお、メディサイエンスプランニングは、平成24年7月11日を目処に、第30期第3四半期(自平成24年3月1日至平成24年5月31日)報告書を関東財務局長に提出する予定です。

(注2) 公開買付者は、平成24年5月15日付でメディサイエンスプランニング株式649,400株(発行済株式の総数に対する所有株式の割合25.00%)を取得し保有することとなりましたので、平成24年5月21日付でその旨の大量保有報告書を提出しております。

(注3) 平成24年5月22日に酒井杏郎氏よりメディサイエンスプランニング株式に関する大量保有報告書の変更報告書No.1が提出されております。同報告書によれば、平成24年5月15日付で同氏の所有株式は80,000株(発行済株式の総数に対する所有株式の割合3.08%)となっております。

(注4) 平成24年5月22日に浦江明憲氏よりメディサイエンスプランニング株式に関する大量保有報告書の変更報告書No.3が提出されております。同報告書によれば、平成24年5月15日付で同氏の所有株式は309,800株(発行済株式の総数に対する所有株式の割合11.93%)となっております。

(注5) 平成24年5月22日に植松純夫氏より共同保有者である植松伸子氏と連名でメディサイエンスプランニング株式に関する大量保有報告書の変更報告書No.1が提出されております。同報告書によれば、平成24年5月15日付で植松純夫氏の所有株式は0株(発行済株式の総数に対する所有株式の割合0.00%)、同日付で植松伸子氏の所有株式は0株(発行済株式の総数に対する所有株式の割合0.00%)となっております。

(注6) 平成24年5月18日付でメディサイエンスプランニングより主要株主の異動に関する臨時報告書が提出されております。同報告書によれば、同日付で公開買付者が主要株主となり、酒井杏郎氏が主要株主でなくなりました。当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合は以下のとおりです。

	異動前	異動後
公開買付者	—	6,494 個 (25.00%)
酒井 杏郎	4,225 個 (16.27%)	800 個 (3.08%)

上表の異動前及び異動後の総株主等の議決権の数に対する割合は、平成 24 年 2 月 29 日現在の総株主等の議決権の数 25,972 個（発行済株式総数 2,597,600 株より議決権を有しない株式数 400 株を控除して算出しています。）を分母として算出しています（小数点以下第三位を四捨五入しております。）。

⑤ 役員の職歴及び所有株式の数

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役 会長兼社長	CEO	浦江 明憲	昭和 33 年 5 月 3 日	昭和 59 年 5 月 鹿児島大学医学部第二外科入職 昭和 62 年 10 月 九州臨床薬理研究所（現医療法人相生会九州臨床薬理クリニック）開設 所長就任 平成元年 8 月 医療法人相生会理事 平成 5 年 11 月 スタンフォード大学メディカルセンター臨床薬理研究員 平成 9 年 7 月 医療法人相生会理事長 平成 15 年 4 月 福岡大学非常勤講師（現任） 平成 15 年 12 月 メディサイエンスプランニング入社 福岡支店長 平成 17 年 2 月 同社取締役 平成 17 年 3 月 同社代表取締役社長 平成 21 年 11 月 同社代表取締役会長 CEO 平成 22 年 9 月 同社取締役会長 CEO 医療法人相生会理事（現任） 平成 22 年 10 月 株式会社サンケア取締役（現任） 株式会社ランダムスクウェア取締役（現任） 平成 23 年 2 月 株式会社臨床医薬研究協会取締役（現任） 株式会社エス・エイ・エヌ代表取締役社長 平成 23 年 9 月 メディサイエンスプランニング代表取締役会長兼社長 CEO（現任）	363,900 (注 8)

<p>専務取締役 CRO事業担当</p>	<p>上席執行役員 臨床開発本部長</p>	<p>星田昌宏</p>	<p>昭和32年5月1日</p>	<p>昭和58年8月 昭和63年9月 平成元年5月 平成2年1月 平成3年6月 平成7年2月 平成9年3月 平成15年2月 平成19年9月 平成20年4月 平成21年9月 平成21年11月 平成22年9月 平成23年3月 平成23年11月</p>	<p>東菱薬品工業株式会社入社 日本イーライリリー株式会社入社 日本シントックス株式会社(現中外製薬株式会社)入社 ローラー・ジャパン株式会社(現サノフィ・アベンティス株式会社)入社 株式会社三菱油化ビーシーエル(現三菱化学メディエンス株式会社)入社 RPR ジェンセル株式会社(現サノフィ・アベンティス株式会社)入社 ベーリンガー・マンハイム株式会社(現中外製薬株式会社)入社 日本ワイスレダリー株式会社(現ファイザー株式会社)入社 臨床開発管理センター長兼臨床開発モニタリングセンター長 メディサイエンスプランニング入社 アライアンス事業部長 同社事業統括本部事業開発本部長 株式会社シーボック取締役(現任) メディサイエンスプランニング常務執行役員事業開発本部長兼アライアンス事業室長 同社常務執行役員臨床開発本部長 同社常務執行役員臨床開発本部長兼ビジネスディベロップメント室長 同社専務取締役 CRO 事業担当上席執行役員臨床開発本部長(現任)</p>	<p>1,000</p>
<p>専務取締役 経営管理担当</p>	<p>上席執行役員 経営管理本部長</p>	<p>野又幹雄</p>	<p>昭和28年9月20日</p>	<p>昭和51年4月 平成12年10月 平成13年2月 平成14年10月 平成16年9月 平成17年5月 平成19年9月 平成21年11月 平成22年3月 平成23年11月</p>	<p>株式会社ブリヂストン入社 医療法人相生会入職 同法人大崎クリニック事務長 同法人臨床薬理センター監査部長 同法人どうどうクリニック事務長 同法人本部事務局人事総務部長 メディサイエンスプランニング入社 経営管理本部人事部長 同社常務執行役員経営管理本部長兼人事部長 同社常務執行役員経営管理本部長 株式会社シーボック監査役(現任) メディサイエンスプランニング専務取締役経営管理担当上席執行役員経営管理本部長(現任)</p>	<p>600</p>

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
取締役 株式会社シーポック担当	上席執行役員	石井 行雄	昭和 22 年 9 月 27 日	昭和 45 年 4 月 昭和 58 年 1 月 昭和 62 年 10 月 昭和 63 年 12 月 平成 8 年 11 月 平成 9 年 8 月 平成 10 年 1 月 平成 17 年 8 月 平成 19 年 1 月 平成 21 年 11 月 平成 23 年 11 月	日本アップジョン株式会社(現ファイザー株式会社)入社 台糖ファイザー株式会社(現ファイザー株式会社)入社 日本ロシュ株式会社(現中外製薬株式会社)入社 同社臨床開発部長 ベーリンガー・マンハイム株式会社(現中外製薬株式会社)入社 臨床開発部長 ノボルディスクファーマ株式会社入社 GCP 管理部長 同社臨床開発部長 同社マーケティング本部ダイレクター 株式会社シーポック設立 代表取締役社長就任(現任) メディサイエンスプランニング取締役常務執行役員株式会社シーポック担当 同社取締役株式会社シーポック担当上席執行役員(現任)	800
常勤監査役		浜野 正男	昭和 27 年 9 月 26 日	昭和 52 年 4 月 平成 12 年 2 月 平成 16 年 11 月 平成 20 年 4 月 平成 23 年 11 月	野村證券株式会社入社 東海インターナショナル証券株式会社(現三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社)入社 公開引受部長 高木証券株式会社入社 引受部長 同社執行役員引受部長 メディサイエンスプランニング常勤監査役(現任)	
監査役		植木 秀敏	昭和 22 年 7 月 21 日	昭和 45 年 4 月 平成元年 1 月 平成 19 年 7 月 平成 19 年 11 月 平成 20 年 3 月 平成 21 年 5 月 平成 22 年 3 月	株式会社ゼネラル(現株式会社富士通ゼネラル)入社 株式会社日本合同ファイナンス(現株式会社ジャフコ)入社 株式会社ヒデコンサルタントオフィス設立 代表取締役就任(現任) メディサイエンスプランニング監査役(現任) 株式会社アルページュ監査役 日栄インテック株式会社監査役(現任) 株式会社テクノホールディングス監査役(現任)	

監査役	西川篤司	昭和26年6月8日	昭和50年4月 昭和56年3月 昭和58年4月 平成16年3月 平成17年12月 平成23年11月	伊藤忠商事株式会社入社 ジャスコ株式会社(現イオン株式会社)入社 大和証券株式会社(現大和証券キャピタル・マーケット株式会社)入社 セイコープレジジョン株式会社入社 法務・知的財産部長 日本相互証券株式会社入社 コンプライアンス部長 メディサイエンスプランニング監査役(現任)	
計					366,300

(注1) 監査役浜野正男、植木秀敏及び西川篤司の3氏は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注2) 株式会社シーボックスは、平成21年9月1日にメディサイエンスプランニングの完全子会社となっております。

(注3) 株式会社臨床医薬研究協会は、平成23年2月1日にメディサイエンスプランニングの持分法適用関連会社となっております。

(注4) 株式会社エス・エイ・エヌは、株式会社臨床医薬研究協会の子会社であります。

(注5) メディサイエンスプランニングは、「経営の意思決定・監督機能」と「業務執行機能」を分離し、経営の迅速化、効率化ならびにコーポレートガバナンスの充実を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。

なお、執行役員13名のうち、取締役を兼務していない者は、以下の10名であります。

上席執行役員 三上昌也 CSO 事業本部長
 上席執行役員 松永啓太 医薬情報本部長
 執行役員 榎本 悟 臨床開発一部長
 執行役員 渡辺 克美 臨床開発二部長兼臨床開発四部長
 執行役員 鳶村 俊朗 臨床開発三部長
 執行役員 坂田 徹 臨床開発五部長
 執行役員 佐藤 公俊 開発推進部長
 執行役員 横田 光代 学術開発部長
 執行役員 瓦谷 純一 経営管理本部副本部長兼経理部長 株式会社シーボックス取締役(社外)
 執行役員 竹内 寛 人事総務部長

(注6) メディサイエンスプランニングは、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役を1名選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。補欠監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
林 正孝	昭和 22 年 10 月 26 日	昭和 57 年 11 月 福岡県弁護士会登録 昭和 63 年 3 月 林正孝法律事務所設立 所長就任 (現任) 平成 16 年 8 月 株式会社ドーガン・アドバイザーズ 監査役(現任) 平成 17 年 9 月 株式会社ドーガン・インベストメンツ 監査役(現任) 平成 21 年 11 月 メディサイエンスプランニング補欠 監査役(現任)	—

(注7) 上記は、メディサイエンスプランニングが平成23年11月28日に提出した第29期(自平成22年9月1日至平成23年8月31日)有価証券報告書に基づいて記載しております。なお、メディサイエンスプランニングが平成24年4月12日に提出した第30期第2四半期(自平成23年12月1日至平成24年2月29日)報告書によりますと、上記第29期有価証券報告書提出日後、同四半期累計期間における役員の異動はないとのことです。また、メディサイエンスプランニングは、平成24年7月11日を目処に、第30期第3四半期(自平成24年3月1日至平成24年5月31日)報告書を関東財務局長に提出する予定です。

(注8) 平成24年5月22日に浦江明憲氏よりメディサイエンスプランニング株式会社に関する大量保有報告書の変更報告書 No. 3が提出されております。同報告書によれば、平成24年5月15日付で同氏の所有株式は309,800株(発行済株式の総数に対する所有株式の割合11.93%)となっております。

(3) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、対象者の筆頭株主であるシーエーシーとの間で、平成24年6月27日付で本応募契約を締結し、応募対象株式を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。ただし、本応募契約におけるシーエーシーの応募義務は、(i)本公開買付けが本応募契約の規定に従い開始され撤回されていないこと、(ii)同契約書における当社の表明及び保証(注1)が重要な点において真実かつ正確であること及び(iii)同契約書に基づき本公開買付けの開始日までに当社が履行又は遵守すべき義務(注2)が重要な点において履行又は遵守されていることを前提条件としております。また、対象者の発行する株式について第三者により本公開買付け価格を上回る金額を買付価格とする公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募しないことがシーエーシーの取締役の善管注意義務に違反するおそれが高いと合理的に判断されるときは、シーエーシーは、本公開買付けに応募せず、又は、本公開買付けへの応募を撤回することができるものとされています。なお、本応募契約上、上記の前提条件が充足されない場合又はシーエーシーが本公開買付けに応募せず若しくは本公開買付けへの応募を撤回できる場合であっても、シーエーシーが自らの判断で本公開買付けに応募すること及び本公開買付けへの応募を撤回しないことは禁止又は制限されておりません。上記の前提条件が充足しないこと又は上記の本公開買付けへの応募をせず若しくは応募を撤回できる事由に該当することにより、シーエーシーから応募対象株式の全部又は一部につき応募されない又は応募が撤回された場合には、買付予定数の下限に達せず、本公開買付けは買付け等の条件を満たさない可能性があります。

なお、平成24年6月27日に当社及びシーエーシーが公表した「株式会社シーエーシーとエムスリー株式会社が業務提携について基本合意」とおおり、当社は、シーエーシーとの間で、本公開買付けの成立を前提とした業務提携について平成24年6月27日付で基本合意を締結しております。当社は、本公開買付けが成立した場合、シーエーシーとの間において、医薬品開発支援事業の分野での、販売協力、新サービスの共同開発、及び経営資源の相互活用に係る業務提携の具体的内容について、協議・検討いたします。

(注1) 本応募契約においては、(i) 当社の適法な設立・有効な存続、本応募契約を締結し履行する権限の存在、本応募契約に必要な手続の履践、(ii) 本応募契約についての強制履行の可能性、本応募契約の締結及び履行に必要な許認可、承認又は認証の取得、(iii) 本応募契約の締結及び履行と関係法令、判決・命令・決定その他の法的処分、当社の内部規則及び契約との抵触の不存在並びに(iv) 当社が本公開買付けの決済を行うに足る資力を有していることが当社の表明保証事項とされております。

(注2) 本応募契約において、当社は、(i) 本公開買付けを実施する義務、(ii) 本応募契約上の表明保証違反又は義務違反による補償義務、(iii) 本応募契約上の地位・権利義務を第三者に譲渡等してはならない義務、(iv) 秘密保持義務、(v) 本応募契約において企図されている取引を公表する場合における通知義務を負っています。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、対象者の発行済普通株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを企図しております。具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、本年10月末を目処に対象者の完全子会社化手続を完了させるよう、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③対象者が全部取得条項の付された対象者の普通株式の全部（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引き換えに普通株式とは別個の種類の対象者の株式を交付すること、並びに以上①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催し、上記①乃至③を上程すること、及び上記②の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催し、上記②を上程することを対象者に要請する予定です。なお、当社は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（ただし、対象者を除きます。）には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、当社が対象者の発行済株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となる予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された対象者の普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記②の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに対象

者の別個の種類株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、並びに本公開買付け後の当社による対象者の株式の所有状況及び当社以外の対象者の株主による対象者の株式の所有状況等により、実施に時間を要し、又はそれと同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。ただし、上記方法を変更する場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法により、対象者が当社の完全子会社となることを予定しており、その場合に対象者の株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付け価格に当該株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。この場合における具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

公開買付者は、対象者に、平成24年9月から10月を目途に本株主総会及び本種類株主総会を開催していただく予定ですが、本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

また、上記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社、メディサイエンスプランニング及び対象者は、本公開買付けの成立を前提とした資本提携及び業務提携について、平成24年6月27日付で基本合意しております。当社は、全部取得条項の付された対象者の普通株式を対象者が全部取得し対象者が当社の完全子会社となった後、かかる全部取得の対価として対象者の株主に交付される別個の種類株式の25%に相当する株式を、上記基本合意に基づき締結する最終的な株式譲渡契約により、当社からメディサイエンスプランニングに対し譲渡する予定です。なお、譲渡日は、対象者が当社の完全子会社となる日を予定しており、譲渡価格は、本公開買付け価格に本公開買付けの決済の開始日における対象者の発行済株式数（自己株式を除く。）を乗じた額に当社が本取引に要した合理的費用を加えた金額の25%に相当する額とします。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募、上記各手続の実行によって交付される対価としての金銭等の受領、又は上記各手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、本日現在、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQ市場に上場されております。しかしながら、当社は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は、JASDAQ市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した場合、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、適用法令に従い、対象者の発行済普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者の普通株式はJASDAQ市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

また、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われたいずれも予定外であります。

(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の決定にあたり、当社、シーエーシー及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）より平成24年6月26日付で提出された株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を参考にいたしました。なお、野村証券は、当社、シーエーシー及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、対象者の普通株式の価値算定を行いました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：90,500円から94,777円

類似会社比較法：134,390円から188,767円

DCF法：163,408円から197,984円

市場株価平均法では、基準日を平成24年6月25日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日終値（92,500円）、直近1週間の終値の単純平均値（90,720円（小数点以下四捨五入））、直近1ヵ月間の終値の単純平均値（90,500円（小数点以下四捨五入））、直近3ヵ月間の終値の単純平均値（94,777円（小数点以下四捨五入））及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値（91,640円（小数点以下四捨五入））を基に、対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を90,500円から94,777円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を134,390円から188,767円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者の普通株式の価値を分析し、1株当たり株式価値を163,408円から197,984円までと算定しています。

なお、野村證券は本算定において、平成24年6月27日付で対象者より公表された「通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成24年9月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っております。

当社は、野村證券から平成24年6月26日付で取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、シーエーシー及び対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成24年6月27日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり181,412円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの公表日直前に対象者株式が取引された平成24年6月25日のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値92,500円に対して96.12%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年6月26日までの過去1ヵ月間のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値の単純平均値90,500円（小数点以下四捨五入）に対して100.46%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年6月26日までの過去3ヵ月間のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値の単純平均値94,769円（小数点以下四捨五入）に対して91.43%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年6月26日までの過去6ヵ月間のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値の単純平均値91,894円（小数点以下四捨五入）に対して97.41%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格であります。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされています。したがって、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行行使できないと解されることから、当社は、本新株予約権の買付価格を1個につき1円と設定しております。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株価算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保

するための措置として、当社、シーエーシー及び対象者から独立した第三者算定機関であるみらいコンサルティング株式会社（以下「みらいコンサルティング」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年6月26日付でみらいコンサルティングから株価算定書を取得したとのことです（なお、対象者はみらいコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです）。みらいコンサルティングによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

市場株価法： 90,500円から94,777円
類似会社比較法：71,299円から117,405円
DCF法： 155,681円から209,089円

市場株価法では、基準日を平成24年6月25日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日、直近1週間、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間、直近6ヶ月間の各期間における終値の単純平均株価（それぞれ、92,500円、90,720円、90,500円、94,777円、91,640円（小数点以下四捨五入））を基に、対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を90,500円から94,777円までと算定しております。

類似会社比較法では、事業内容・規模・収益性等を総合的に勘案し、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社を複数選定し、市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を71,299円から117,405円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の収益予想及び事業計画期間終了時点以降の残存価値に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、投資リスクに応じた一定の割引率によってこれらを現在価値に割り戻す方法により、対象者の1株当たり株式価値を155,681円から209,089円までと算定しています。なお、みらいコンサルティングは本算定において、平成24年6月27日付で対象者より公表された「通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成24年9月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っております。

なお、対象者は、本新株予約権については、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされているため、公開買付者が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得していないとのことです。

③ 外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

④ 利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成24年6月27日、みらいコンサルティングから取得した株価算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言を踏まえ、当社及びメディサイエンスプランニングによる対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件、並びに、当社、メディサイエンスプランニング及び対象者の間における業務提携の可能性等について慎重に協議、検討を行った結果、対象者の成長戦略遂行をより確かなものとするため、当社及びメディサイエンスプランニングとの間で戦略的パートナーとの強固な関係を構築し、短期的な業績にとらわれることなく中長期的な視野に立ちスピード感をもって事業展開していくことが、対象者の中長期的な企業価値向上にとって最善かつ有効な策であるとの判断に至ったとのことです。また、対象者は、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、少数株主を含む対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年6月27日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対しては、その保有に係る対象者の株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び、新株予約権者に対しては、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたもので

あり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされているため、当社が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる公開買付けの妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、各自の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、本応募契約を締結しているシーエーシーの執行役員医薬BTO戦略推進担当を兼任している松本慎仁氏並びにシーエーシーの執行役員経営統括本部長を兼任している小原亮一氏は、利益相反の疑い回避の観点から、対象者取締役会の上記決議に関する審議及び決議には参加しておらず、本公開買付け価格及び本公開買付けのその他の諸条件に関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

上記対象者取締役会においては、シーエーシーの役職員を兼任している上記取締役2名を除く取締役の全員が出席し、出席取締役7名の全員一致で上記決議を行っているとのことです。また、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が、上記対象者取締役会に出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社M I Cメディカル																				
② 所 在 地	東京都文京区湯島2丁目31番27号																				
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田村 茂																				
④ 事 業 内 容	臨床開発業務を支援するCRO事業																				
⑤ 資 本 金	713,200千円（平成24年3月31日）																				
⑥ 設 立 年 月 日	昭和61年12月12日																				
⑦ 大株主及び持株比率 （平成24年3月31日 現在）	<table border="1"> <tr> <td>株式会社シーエーシー</td> <td>38.32%</td> </tr> <tr> <td>総合メディカル株式会社</td> <td>9.74%</td> </tr> <tr> <td>株式会社M I Cメディカル</td> <td>7.75%</td> </tr> <tr> <td>間瀬正三</td> <td>5.66%</td> </tr> <tr> <td>M I Cメディカル社員持株会</td> <td>5.18%</td> </tr> <tr> <td>ゴールドマンサックスインターナショナル 常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社</td> <td>4.13%</td> </tr> <tr> <td>株式会社DNAチップ研究所</td> <td>2.80%</td> </tr> <tr> <td>田村茂</td> <td>1.91%</td> </tr> <tr> <td>若狭博義</td> <td>1.40%</td> </tr> <tr> <td>巻田豊</td> <td>1.12%</td> </tr> </table>	株式会社シーエーシー	38.32%	総合メディカル株式会社	9.74%	株式会社M I Cメディカル	7.75%	間瀬正三	5.66%	M I Cメディカル社員持株会	5.18%	ゴールドマンサックスインターナショナル 常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社	4.13%	株式会社DNAチップ研究所	2.80%	田村茂	1.91%	若狭博義	1.40%	巻田豊	1.12%
株式会社シーエーシー	38.32%																				
総合メディカル株式会社	9.74%																				
株式会社M I Cメディカル	7.75%																				
間瀬正三	5.66%																				
M I Cメディカル社員持株会	5.18%																				
ゴールドマンサックスインターナショナル 常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社	4.13%																				
株式会社DNAチップ研究所	2.80%																				
田村茂	1.91%																				
若狭博義	1.40%																				
巻田豊	1.12%																				
⑧ 上場会社と対象者の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</td> </tr> </table>	資 本 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	人 的 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	取 引 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。												
資 本 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。																				
人 的 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。																				
取 引 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。																				
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。																				

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成24年6月27日(水曜日)
公開買付開始公告日	平成24年6月28日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成24年6月28日(木曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成24年6月28日(木曜日)から平成24年7月26日(木曜日)まで(20営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成24年8月9日(木曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、181,412円

第2回新株予約権1個につき、1円

第3回新株予約権1個につき、1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、シーエーシー及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より平成24年6月26日付で提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、野村證券は、当社、シーエーシー及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の普通株式の価値算定を行いました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：90,500円から94,777円

類似会社比較法：134,390円から188,767円

DCF法：163,408円から197,984円

市場株価平均法では、基準日を平成24年6月25日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日終値(92,500円)、直近1週間の終値の単純平均値(90,720円(小数点以下四捨五入))、直近1ヵ月間の終値の単純平均値(90,500円(小数点以下四捨五入))、直近3ヵ月間の終値の単純平均値(94,777円(小数点以下四捨五入))及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値(91,640円(小数点以下四捨五入))を基に、対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を90,500円から94,777円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を134,390円から188,767円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フロー

を、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者の普通株式の価値を分析し、1株当たり株式価値を163,408円から197,984円までと算定しています。

なお、野村証券は本算定において、平成24年6月27日付で対象者より公表された「通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成24年9月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っております。

当社は、野村証券から平成24年6月26日付で取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、シーエーシー及び対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成24年6月27日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり181,412円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格は、本公開買付けの公表日直前に対象者株式が取引された平成24年6月25日のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値92,500円に対して96.12%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年6月26日までの過去1ヵ月間のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値の単純平均値90,500円（小数点以下四捨五入）に対して100.46%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年6月26日までの過去3ヵ月間のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値の単純平均値94,769円（小数点以下四捨五入）に対して91.43%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年6月26日までの過去6ヵ月間のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値の単純平均値91,894円（小数点以下四捨五入）に対して97.41%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格であります。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされています。したがって、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使できないと解されることから、当社は、本新株予約権の買付け価格を1個につき1円と設定しております。

② 算定の経緯

（買付け価格の決定に至る経緯）

近年、医薬品業界は新薬の創出が困難になりつつあることに加え、承認基準の厳格化や医療制度の見直しが進むなど、厳しい事業環境が継続しており、製薬会社は新薬の研究開発を強化し、パイプラインの充実や経営資源の集中を進めております。このような医薬品業界の環境のもと、製薬会社からの臨床開発支援業務に対するニーズは継続するものと予測されますが、今後はプロジェクトの大型化、国際共同治験の増加、特定領域への知見等、CROの選別が始まっていくものと考えられ、当社は、対象者の更なる成長には、インターネットを活用した効率的な治験支援事業の加速化等、他社とは圧倒的に差別化されたサービス提供が重要な要素であると考えており、当社がこれまで培ってきたメディア力は、対象者の更なる成長に大きな役割を果たし得るものと考えております。

そこで、当社は、本公開買付け及びその後の完全子会社化のための手続による対象者の発行済普通株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）の取得について、平成24年5月中旬、対象者との間で独占的な協議を開始するとともに、対象者の筆頭株主であるシーエーシーとの協議も開始しました。その後、当社は、デュー・ディリジェンスを経て、平成24年5月下旬、当社及び対象者の協業にとどまらず、当社の資本・業務提携先であり、対象者と同じCRO事業を主要な事業としているメディサイエンスプランニングも協業に加わり、対象者とメディサイエンスプランニングとの間での営業面での協力、人材の相互交流による有効活用、人材の教育・研修の共同実施等を含め、三社の協業によるシナジー効果を最大化することが、各社の長期的かつ持続的な企業価値の向上に向けた最良の選択であり、そのためには、当社が対象者の発行済株式の大部分を保有しつつ、メディサイエンスプランニングも対象者と一定の資本関係を有するのが望ましいとの結論に至りました。そこで、平成24年5月下旬、メディサイエンスプランニングとも協議を開始し、平成24年6月初旬に、当社、対象者及びメディサイエンスプランニングの間で、当社が対象者の発行済株式の75%を保

有して対象者を子会社とするとともに、メディサイエンスプランニングが対象者の発行済株式の 25% を保有することで持分法適用関連会社とすることにより、統一かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築でき、協業によるシナジー効果を最大化しうるとの共通認識を有するに至り、同時期に、当社とシーエーシーとの間でも、かかる協業体制を前提にシーエーシーが保有する対象者株式の本公開買付けへの応募について協議を進めることに合意しました。更に協議を進めた結果、平成 24 年 6 月 27 日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決定し、同日、対象者筆頭株主との間で本応募契約を締結しました。

当社は以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。

(a) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、シーエーシー及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より平成 24 年 6 月 26 日付で提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

(b) 当該意見の概要

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて、対象者の普通株式の価値算定を行いました。本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：90,500 円から 94,777 円

類似会社比較法：134,390 円から 188,767 円

DCF 法：163,408 円から 197,984 円

(c) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から平成 24 年 6 月 26 日付で取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、シーエーシー及び対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成 24 年 6 月 27 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 181,412 円とすることを決定いたしました。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされています。したがって、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使できないと解されることから、当社は、本新株予約権の買付価格を 1 個につき 1 円と設定しております。

(本公開買付けの公正性を担保するための措置)

(a) 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、シーエーシー及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より平成 24 年 6 月 26 日付で提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、野村證券は、当社、シーエーシー及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していません。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて、対象者の普通株式の価値算定を行いました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：90,500 円から 94,777 円

類似会社比較法：134,390 円から 188,767 円

DCF法： 163,408円から197,984円

市場株価平均法では、基準日を平成24年6月25日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日終値(92,500円)、直近1週間の終値の単純平均値(90,720円(小数点以下四捨五入))、直近1ヵ月間の終値の単純平均値(90,500円(小数点以下四捨五入))、直近3ヵ月間の終値の単純平均値(94,777円(小数点以下四捨五入))及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値(91,640円(小数点以下四捨五入))を基に、対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を90,500円から94,777円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を134,390円から188,767円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者の普通株式の価値を分析し、1株当たり株式価値を163,408円から197,984円までと算定しています。

なお、野村證券は本算定において、平成24年6月27日付で対象者より公表された「通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成24年9月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っております。

当社は、野村證券から平成24年6月26日付で取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、シーエーシー及び対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成24年6月27日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり181,412円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格は、本公開買付けの公表日直前に対象者株式が取引された平成24年6月25日のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値92,500円に対して96.12%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムを、平成24年6月26日までの過去1ヵ月間のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値の単純平均値90,500円(小数点以下四捨五入)に対して100.46%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムを、平成24年6月26日までの過去3ヵ月間のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値の単純平均値94,769円(小数点以下四捨五入)に対して91.43%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムを、平成24年6月26日までの過去6ヵ月間のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値の単純平均値91,894円(小数点以下四捨五入)に対して97.41%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムを、それぞれ加えた価格であります。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされています。したがって、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行えないと解されることから、当社は、本新株予約権の買付価格を1個につき1円と設定しております。

(b) 対象者における独立した第三者算定機関からの株価算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、当社、シーエーシー及び対象者から独立した第三者算定機関であるみらいコンサルティングに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年6月26日付でみらいコンサルティングから株価算定書を取得したとのことです(なお、対象者はみらいコンサルティングから本公開買付け価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです)。みらいコンサルティングによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりと

のことで。

市場株価法： 90,500円から94,777円

類似会社比較法：71,299円から117,405円

DCF法： 155,681円から209,089円

市場株価法では、基準日を平成24年6月25日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日、直近1週間、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間、直近6ヶ月間の各期間における終値の単純平均株価（それぞれ、92,500円、90,720円、90,500円、94,777円、91,640円（小数点以下四捨五入））を基に、対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を90,500円から94,777円までと算定しております。

類似会社比較法では、事業内容・規模・収益性等を総合的に勘案し、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社を複数選定し、市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を71,299円から117,405円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の収益予想及び事業計画期間終了時点以降の残存価値に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、投資リスクに応じた一定の割引率によってこれらを現在価値に割り戻す方法により、対象者の1株当たり株式価値を155,681円から209,089円までと算定しています。なお、みらいコンサルティングは本算定において、平成24年6月27日付で対象者より公表された「通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成24年9月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っております。

なお、対象者は、本新株予約権については、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされているため、公開買付けが取得してもこれを行ってできないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得していないとのことです。

(c) 外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

(d) 利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成24年6月27日、みらいコンサルティングから取得した株価算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言を踏まえ、当社及びメディサイエンスプランニングによる対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件、並びに、当社、メディサイエンスプランニング及び対象者の間における業務提携の可能性等について慎重に協議、検討を行った結果、対象者の成長戦略遂行をより確かなものとするため、当社及びメディサイエンスプランニングとの間で戦略的事業パートナーとの強固な関係を構築し、短期的な業績にとらわれることなく中長期的な視野に立ちスピード感をもって事業展開していくことが、対象者の中長期的な企業価値向上にとって最善かつ有効な策であるとの判断に至ったとのことです。また、対象者は、本公開買付け価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、少数株主を含む対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年6月27日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対しては、その保有に係る対象者の株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び、新株予約権者に対しては、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要すると

されているため、当社が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる公開買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、各自の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、本応募契約を締結しているシーエーシーの執行役員医薬 BT0 戦略推進担当を兼任している松本慎仁氏並びにシーエーシーの執行役員経営統括本部長を兼任している小原亮一氏は、利益相反の疑い回避の観点から、対象者取締役会の上記決議に関する審議及び決議には参加しておらず、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件に関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

上記対象者取締役会においては、シーエーシーの役職員を兼任している上記取締役2名を除く取締役の全員が出席し、出席取締役7名の全員一致で上記決議を行っているとのことです。また、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が、上記対象者取締役会に出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、当社、シーエーシー及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
14,066 株	9,378 株	一株

(注1) 買付予定数は、当社が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である 14,066 株を記載しております。なお、当該最大数は、(a) (i) 対象者が平成 24 年 5 月 11 日に提出した第 26 期第 2 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 (14,284 株) に、(ii) 本新株予約権 (890 個：対象者が平成 23 年 12 月 26 日に提出した第 25 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の本新株予約権の数 (990 個) に、平成 23 年 9 月 30 日から平成 24 年 3 月 31 日までの変更（対象者によれば、平成 23 年 9 月 30 日から平成 24 年 3 月 31 日までに、本新株予約権は 100 個消滅しているとのことです。）を反映した本新株予約権の数) の目的となる対象者の普通株式の数 (890 株) を加え、(b) 上記四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在対象者が保有する自己株式数 (1,108 株) を控除した株式数 (14,066 株) になります。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (9,378 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、買付予定数の下限は、(a) (i) 対象者が平成 24 年 5 月 11 日に提出した第 26 期第 2 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 (14,284 株) に、(ii) 本新株予約権 (890 個：対象者が平成 23 年 12 月 26 日に提出した第 25 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の本新株予約権の数 (990 個) に、平成 23 年 9 月 30 日から平成 24 年 3 月 31 日までの変更（対象者によれば、平成 23 年 9 月 30 日から平成 24 年 3 月 31 日までに、本新株予約権は 100 個消滅しているとのことです。）を反映した本新株予約権の数) の目的となる対象者の普通株式の数 (890 株) を加え、(b) 上記四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在対象者が保有する自己株式数 (1,108 株) を控除した株式数 (14,066 株) の 3 分の 2 以上となるよう設定したものであります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付けの 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	14,066 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	13,176 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (14,066 株) を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 24 年 5 月 11 日に提出した第 26 期第 2 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数です。ただし、新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本新株予約権 (890 個：対象者が平成 23 年 12 月 26 日に提出した第 25 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の本新株予約権の数 (990 個) に、平成 23 年 9 月 30 日から平成 24 年 3 月 31 日までの変更 (対象者によれば、平成 23 年 9 月 30 日から平成 24 年 3 月 31 日までに、本新株予約権は 100 個消滅しているとのことです。) を反映した本新株予約権の数) の目的となる対象者の普通株式 (890 株) にかかる議決権の数 (890 個) を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を 14,066 個として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 2,551,741,192 円

(注) 買付代金には、買付予定数 (14,066 株) に 1 株当たりの買付価格 (181,412 円) を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

平成 24 年 8 月 2 日 (木曜日)

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成 24 年 8 月 16 日 (木曜日) となります。

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方 (以下「応募株主等」といいます。) (外国人株主等の場合は常任代理人) の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト (<https://nc.nomura.co.jp/>) にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます (送金手数料がかかる場合があります)。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。普通株式については、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（普通株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類を応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（9,378 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（9,378 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実と準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。撤回等を行うおとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行うおとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付け応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット & コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット & コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット & コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付け

間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。）。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到着することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行う場合があります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日
平成 24 年 6 月 28 日（木曜日）

(11) 公開買付代理人
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」、
「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、
「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」及び「(5) 上場
廃止となる見込み及びその事由」をご参照下さい。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

①公開買付者と対象者との間の合意

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成 24 年 6 月 27 日、みらいコンサルティングから取得した株価算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言を踏まえ、当社及びメディサイエンスプランニングによる対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件、並びに、当社、メディサイエンスプランニング及び対象者の間における業務提携の可能性等について慎重に協議、検討を行った結果、対象者の成長戦略遂行をより確かなものとするため、当社及びメディサイエンスプランニングとの間で戦略的事業パートナーとの強固な関係を構築し、短期的な業績にとらわれることなく中長期的な視野に立ちスピード感をもって事業展開していくことが、対象者の中長期的な企業価値向上にとって最善かつ有効な策であるとの判断に至ったとのことです。また、対象者は、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、少数株主を含む対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 24 年 6 月 27 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対しては、その保有に係る対象者の株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び、新株予約権者に対しては、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされているため、当社が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる公開買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、各自の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、本応募契約を締結しているシーエーシーの執行役員医薬 BTO 戦略推進担当を兼任している松本慎仁氏並びにシーエーシーの執行役員経営統括本部長を兼任している小原亮一氏は、利益相反の疑い回避の観点から、対象者取締役会の上記決議に関する審議及び決議には参加しておらず、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件に関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

上記対象者取締役会においては、シーエーシーの役職員を兼任している上記取締役 2 名を除く取締役の全員が出席し、出席取締役 7 名の全員一致で上記決議を行っているとのことです。また、監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）の全員が、上記対象者取締役会に出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

さらに、3社間プレスリリースのとおり、当社は、当社、メディサイエンスプランニング及び対象者との間において、本公開買付けの成立を前提とした資本提携及び業務提携について平成24年6月27日付で基本合意しております。当社は、本公開買付けが成立した場合、メディサイエンスプランニング及び対象者との間において、以下の提携の具体的内容について、当社による対象者の完全子会社化の時期（平成24年10月末頃を予定）を目途に最終的な契約の締結を目指し、協議・検討いたします。

- A) 3社による協業関係を強固なものとするため、当社が対象者を完全子会社化することを前提として、メディサイエンスプランニングが、対象者の発行済株式の25%を保有する。これを実現するため、当社は、対象者が当社の完全子会社となる日に、対象者の発行済株式の25%に相当する株式を、メディサイエンスプランニングに対し譲渡する。譲渡価格は、本公開買付け価格に本公開買付けの決済の開始日における対象者の発行済株式数（自己株式を除く。）を乗じた額に当社が本取引に要した合理的費用を加えた金額の25%に相当する額とする。
- B) 当社、メディサイエンスプランニング及び対象者は、(i)営業情報の共有、それぞれのリソース及びノウハウを活かした共同提案等、受注面での協力、(ii)当社、メディサイエンスプランニング及び対象者の人的リソースを必要に応じて相互に交流させ、最大限に活用すること、(iii)CRA その他人材の教育及び研修の共同実施、(iv)インターネットを積極的に活用した治験の効率化を共同で推進すること、の各事項を実施する。
- C) 当社からメディサイエンスプランニング及び対象者に取締役を派遣する。

②公開買付者と対象者役員との間の合意

該当事項はありません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ① 対象者は、平成24年6月27日に「平成24年9月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、同日、対象者の取締役会において、平成24年9月期の配当予想を修正し、平成24年9月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。
- ② 対象者は、平成24年6月27日に「通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	3,025	20	38	19	1,368.59
今回発表予想 (B)	2,745	△88	△73	△32	△2,464.25
増減額 (B-A)	△280	△108	△111	△51	
増減率 (%)	△9.2	—	—	—	
(ご参考) 前期実績 (平成23年9月期)	2,885	△28	△8	△15	△1,109.58

- ③ 対象者は、平成 24 年 6 月 27 日に「期間満了による株式会社シーエーシーとの業務・資本提携終了に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者はシーエーシーと提携契約を締結しておりましたが、平成 24 年 6 月 27 日付で期間満了に伴い、提携を終了するとのことです。なお、業務資本提携契約の主な内容は以下のとおりとのことです。
- (i) 対象者とシーエーシーがそれぞれのサービス領域を組み合わせる共同受託できる体制の構築を目的とする。
- (ii) 協力して推進する主な提携内容は次の事項とする。
- A) 営業情報の交換等、共同受注に向けた営業協力
 - B) 受託業務における人的リソースの相互活用
 - C) 業務体制、実行プロセス等の情報交換を通じた業務手順の共通化の検討
 - D) 研修に関する情報交換・研修機会の相互提供等を通じた人材育成面での協力
 - E) 人材確保のための情報交換
 - F) シーエーシーによる対象者への I T 面での支援
 - G) 事業環境、将来のサービス形態等に関する意見交換等、事業戦略立案面の相互協力
 - H) 機会に応じた C R O 企業に対する M & A の情報交換・共同検討
- (iii) 提携を推進するため、対象者及びシーエーシーの社長による提携推進の協議の場ならびに実務レベルでの連絡会を定期的を開催する。
- (iv) シーエーシーは対象者の取締役会の過半数に至らない範囲で取締役 2 名以内を指名することができる。
- (v) シーエーシーは対象者の監査役について、その候補者を指名することはできないものとし、対象者が提案する監査役選任議案に賛成するものとする。ただし、シーエーシーは対象者に対して監査役候補者を推薦することができるものとする。
- (vi) シーエーシーは対象者の総株主の議決権の 49.00% を上限として、取得することができる。

以 上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成 24 年 6 月 27 日午後 15 時 30 分 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、株式会社M I Cメディカルの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、株式会社M I Cメディカル株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。